



# 茨城県調理師試験を 受ける方へ

茨城県保健福祉部生活衛生課 食の安全対策室

## 試験を受けるには？

受験するには、受験願書（以下「願書」）に必要事項を記入の上、願書受付日に、本人又は代理人（委任状不要）が、お近くの県内各保健所に提出していただく必要があります。

願書およびその他提出書類の用紙は、毎年5月中旬から、県内各保健所で配布いたします。

※願書配布開始日、願書受付日、試験日については、県生活衛生課または各保健所までお問合わせください。

なお、保健所の窓口受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。ご注意ください。

### 《提出書類》

- |  |   |                        |
|--|---|------------------------|
| (1) 受験願書   | } | 用紙は、毎年5月中旬から県内各保健所にて配布 |
| (2) 調理業務従事証明書  |   |                        |
| (3) 調理師試験合格通知作成用用紙                                       |   |                        |
| (4) 中学校、高等学校（高等専門学校を含む）、大学（短期大学を含む）のいずれかの卒業証明書又は卒業証書の写し* |   |                        |

※「卒業証書の写し」を提出する場合には、原本と写しの両方をお持ち下さい。

- (5) 受験手数料（6,200円相当の**茨城県収入証紙**※）

※「収入印紙」ではありませんので、ご注意ください！

「収入証紙」の販売先は、茨城県ホームページに「茨城県収入証紙売りさばき所一覧」が掲示されていますので、参考にしてください。

## どのような人が受験できるの？

次に掲げる**(1) 学歴**及び**(2) 職歴**の条件を、**両方満たした人**が受験できます。

### (1) 学 歴

次のいずれかに該当することが必要です。

- ア 中学校卒業以上の者
- イ 学校教育法による各種学校として認可されている外国人学校の中等部を修了した者で、上記アと同等以上の学力を有すると厚生労働大臣が認定した者

※上記学歴の**イ**に該当すると思われる方は、厚生労働大臣の学力認定を得るために時間を要しますので、早めに県生活衛生課までご相談ください。

※なお、小学校のみ・旧制の学校を卒業された方も、早めにご相談ください。



## (2) 職 歴

(1)の学歴修了後、次のいずれかの施設で**2年以上飲食物の調理業務に従事した経験のある者。**

- ア 寄宿舍、学校、病院等の給食施設（継続して1回20食以上または1日50食以上調理する施設）
- イ 飲食店営業
- ウ 魚介類販売業
- エ そうざい製造業

## 注意!!

上記の職歴に掲げた施設で業務に従事した場合であっても、  
下記の場合は、職歴として認められません。

- ア **高校生**（夜間課程及び通信課程を除く。）でアルバイトしている（していた）場合。
- イ もっぱら調理品の運搬、配達、食器洗浄等に従事しており、**直接調理の実務に従事しない場合**（ウェイター、ウェイトレス、皿洗いなど）
- ウ **パート、アルバイト等で調理業務に従事している場合**  
ただし、週4日以上かつ1日6時間以上（実働）、飲食物の調理業務に従事している場合は職歴として認めます。

Q

アルバイトで週3日、1日8時間、調理業務に従事しています。「週4日以上」の要件は満たしませんが、1週間の総就業時間が24時間になり、要件である「週4日以上かつ1日6時間以上」の1週間の総就業時間数（4日×6時間＝24時間）と同等になるのですが、職歴として認められますか。

A

認められません。

「週4日以上」と「1日6時間以上」を両方満たさなければなりません。

- エ **ケーキ、デザート類及びパン製造**（調理パン等は除く。）のみの業務に従事している場合
- オ **栄養士、保育士、看護師、看護助手、ホームヘルパー等の職種**として採用され、調理業務に従事している場合

# 調理業務従事証明書の 記入方法について

## この証明書は誰が書くのですか？

証明を受ける本人（受験者）が書くことはできません。  
書く（証明する）ことができるのは次の方々です。

- ①施設長（店長、支店長、営業所長、工場長、病院長、施設長など）
- ②雇用主（代表取締役社長など）
- ③人事担当役員（総務部長、人事部長など）

※ただし、次のア～ウに該当する場合には、**所属団体の長（調理師会長、食品衛生協会長、飲食店組合長など）、又は同業者（近所の同業者など）**に証明してもらってください。

ア 従事者（受験者）と施設長が同一人である場合

イ 従事者（受験者）と施設長が夫婦の場合

ウ 従事者（受験者）と施設長が二親等内の血族（親子、兄弟、祖父母）の場合

※義父母・義祖父母は証明者として認められません。

エ 廃業等によって当時の施設長、雇用主、人事担当役員から証明が得られない場合

調理師会等の所属団体の長、または同業者が証明する。



## 誤って記入した場合の訂正方法は？

二重線で消して訂正印を押したうえで、その上部余白に正しく記入し直してください。  
その際に使用する訂正印は、**必ず証明印と同じ印を使用してください。**

## 複数の施設で2年以上従事した場合は？

調理業務従事証明書の用紙が複数枚必要になりますので、必要枚数をコピーし、**それぞれの施設**で証明を受けてください。

## 証明印はどのように押印すればよいのですか？

従事した施設が、個人営業の場合と法人の場合で、押印の仕方が異なります。次の例に従って押印してください。

### 個人営業の場合

個人営業者の個人印を押印する。

個人印



### 法人の場合

職印（**法人名**と**役職名**の両方が入った印）を押印する。

〈例〉

職印



職印がない場合には、次の(ア)～(エ)のいずれかの方法により押印してください。

- (ア) 法人印と役職印が2つに分かれる場合……………**図例①**
- (イ) 法人印はあるが、役職印がない場合……………**図例②**
- (ウ) 役職印はあるが、法人印がない場合……………**図例③**
- (エ) 法人印も役職印も両方ない場合……………**図例④**



例①

法人印と役職印が2つに分かれる場合

法人印と役職印を両方押印する。

法人印

役職印



+



例②

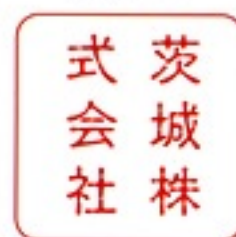
法人印はあるが、役職印がない場合

法人印を押印し、証明者の個人印を役職印の代わりに押印する。また、**施設長（店長、店主、支店長、営業所長、工場長など）が証明する場合のみ**、雇用主との関係を明らかにするもの（在職証明書、辞令書、雇用契約書等）を添付する。

法人印

個人印

【施設長が証明する場合のみ】



+



+



雇用主との関係を明らかにするもの  
（在職証明書、辞令書、  
雇用契約書等）  
※ 名刺は不可

例③

役職印はあるが、法人印がない場合

役職印を押印する。また、**施設長（店長、店主、支店長、営業所長、工場長など）が証明する場合のみ**、雇用主との関係を明らかにするもの（在職証明書、辞令書、雇用契約書等）を添付する。

役職印

【施設長が証明する場合のみ】



+



雇用主との関係を明らかにするもの  
（在職証明書、辞令書、  
雇用契約書等）  
※ 名刺は不可

例④

法人印も役職印も両方ない場合

証明者の個人印を押印する。また、**施設長（店長、店主、支店長、営業所長、工場長など）が証明する場合のみ**、雇用主との関係を明らかにするもの（在職証明書、辞令書、雇用契約書等）を添付する。

個人印

【施設長が証明する場合のみ】



+



雇用主との関係を明らかにするもの  
（在職証明書、辞令書、  
雇用契約書等）  
※ 名刺は不可

## 関係団体等一覧

団体名	住所	電話番号
茨城県調理師連合会	水戸市天王町2-25	029-226-0727
茨城県調理師技術振興会	水戸市酒門町2149-2 川崎ビル 2F 202	029-231-4054
茨城県司厨士協会	水戸市三の丸1-4-73 水戸京成ホテル内	029-226-3116
茨城県食品衛生協会	水戸市笠原町600-44	029-241-9511
日本中国料理協会茨城県支部	水戸市三の丸2-1-1 三の丸ホテル内	029-226-4810
茨城県麺類業生活衛生同業組合	水戸市坏大野279 そば久内	029-221-5081
茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合	水戸市三の丸1-3-2 林業会館内	029-225-2291
茨城県すし商生活衛生同業組合	水戸市青柳町4566 水戸公設市場 水戸中央水産内	029-231-3043
茨城県中華料理生活衛生同業組合	水戸市三の丸2-5-25 珍満内	029-231-0262
茨城県料理飲食業生活衛生同業組合	水戸市天王町4-18	029-226-1598
茨城県喫茶業生活衛生同業組合	水戸市宮町2-3-102 梅善ビル内	029-221-0391

## 試験に関するお問い合わせ先

県生活衛生課または県内各保健所までお問い合わせください。  
**茨城県保健福祉部生活衛生課 食の安全対策室**  
 〒310-8555 水戸市笠原町978-6

**TEL:029-301-3424** (ダイヤルイン)

**HPアドレス:いばらき食の安全情報 web site**  
<http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/>

保健所名	住所	電話番号
水戸保健所 衛生課	〒310-0852 水戸市笠原町993-2	029-243-9437
ひたちなか保健所 衛生課	〒312-0005 ひたちなか市新光町95	029-265-5645
常陸大宮保健所 衛生課	〒319-2215 常陸大宮市姥賀町2978-1	0295-52-1157
日立保健所 衛生課	〒317-0065 日立市助川町2-6-15	0294-22-4190
鉾田保健所 衛生課	〒311-1517 鉾田市鉾田1367-3	0291-33-2158
潮来保健所 衛生課	〒311-2422 潮来市大洲1446-1	0299-66-2116
竜ヶ崎保健所 衛生課	〒301-0822 龍ヶ崎市2983-1	0297-62-2163
土浦保健所 衛生課	〒300-0812 土浦市下高津2-7-46	029-821-5364
つくば保健所 衛生課	〒305-0035 つくば市松代4-27	029-851-9287
筑西保健所 衛生課	〒308-0021 筑西市甲114	0296-24-3911
常総保健所 衛生課	〒303-0005 常総市水海道森下町4474	0297-22-1351
古河保健所 衛生課	〒306-0005 古河市北町6-22	0280-32-3021